

事務連絡  
平成30年12月21日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置に関する  
利用状況等の資料提出依頼について

「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について（平成30年4月2日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）」に記載した特例措置の利用状況等の把握についての取扱い等を下記のとおりとするので、東日本大震災に伴う保険診療の特例措置を利用している保険医療機関に資料の提出を依頼するようよろしくお願いしたい。

記



- 1 「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置に関する利用状況等の資料提出依頼について（平成30年7月2日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）」により「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」を「平成30年7月1日以降も特例措置の利用を継続する必要がある」として提出した保険医療機関は、平成31年1月1日（火）時点の特例措置の利用状況等について、平成31年1月11日（金）までに地方厚生（支）局に資料を提出すること。その際、利用している特例措置ごとに提出が必要な資料（別紙1、2、4等）については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要」（別添1）に記載しているので、それに沿って対応すること。

また、特例措置の利用終了時期の目途について詳細な状況を示すこと。

2 地方厚生（支）局は、上記1により提出された資料の内容を確認し、報告内容を取りまとめ、平成31年1月18日（金）までに、下記担当宛に報告すること。

また、提出された資料の内容に疑義等がある場合（例：別紙1の記述が粗く、特例措置の利用の必要性が判断できない場合）には、必要に応じて当該保険医療機関への訪問調査、電話照会等により状況を把握し、併せて下記担当まで報告すること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL：03-5253-1111(内線 3288)

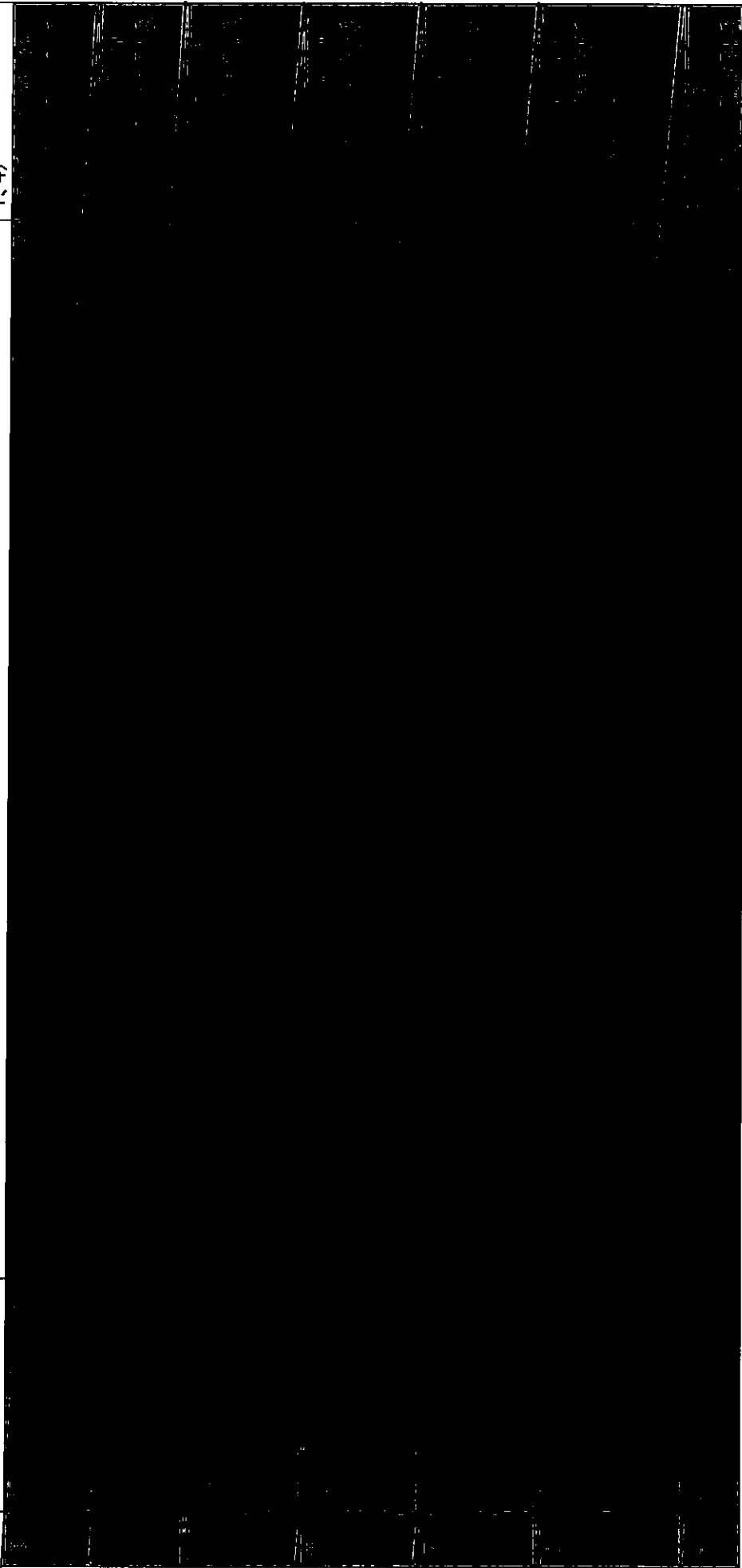
FAX：03-3508-2746

(別添1)

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要

(該当する通知等の詳細は、※を参照ください。なお、特例措置は現に利用している保険医療機関のみが継続利用可能です。)

	特例措置の概要	提出が必要な資料	
1	仮設の建物による 保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施できることとする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	・別紙1 ・全半壊等であることが分かる資料
2	定数超過入院	医療法上の許可病床数を超えて患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。(平成23年3月15日付け事務連絡)	・別紙1、2 (有床診療所は別紙1、4)





(※) 上記 ① 内は特例措置に係る以下の通知及び告示です。

① 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」(平成 23 年 3 月 15 日付)

~~② 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて」(平成 23 年 4 月 1 日付)~~

~~③ 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて(その 2)」(平成 23 年 4 月 8 日付)~~

~~④ 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて(その 3)」(平成 23 年 4 月 20 日付)~~

⑤ 「東日本大震災に関連する診療報酬の取扱いについて」(平成 23 年 9 月 6 日付)

~~⑥ 「東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件」(厚生労働省告示 535 号)~~

なお、通知・告示の詳細については、以下の厚生労働省 HP をご参照ください。

【通知 ①、⑤ について】

厚生労働省 HP → 東日本大震災関連情報 厚生労働省からのお知らせ → 厚生労働省から発出した通知 (計画停電関係は除く) 日付別  
→ 各種通知をご参照ください <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r-985200000151dp.html>

【告示 ④ について】

~~厚生労働省 HP → 所管の法令等 → 所管の法令、告示、通達等 → 以下の URL を確認ください。~~

~~<http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/4-deefxeme.cgi?MODE=housei&MODE=CONTENTS&SWODE=NORMAL&KEYWORD=SPFSNO-2182>~~

東日本大震災に伴う保険診療の取扱いの利用状況に係る報告書(平成31年1月1日現在)

厚生(支)局長 殿

※受付番号 \_\_\_\_\_

利用している特例措置 ※別添2「特例措置の概要」の番号を記載すること	番号: _____
	2又は6を利用している場合は、以下について記載 ・被災後1年間の被災患者受け入れ人数: _____人 (上記患者で現在も入院中の患者数: _____人) ・被災患者を受け入れている病棟の直近1年間の退院患者数(_____人) 病床数(_____床)
・平成31年1月1日以降も特例措置の利用を継続する必要性の有無とその理由 ・特例状態からの解消に向けた取組 *いずれも詳細に記載すること。	・平成31年1月1日以降も特例措置の利用を継続する必要性( あり ・ なし ) (理由については、被災の影響等について詳細に記載すること。また、複数利用している場合は措置ごとに記載)          ・特例状態からの解消に向けた取組 (取組の内容、特例措置の利用終了日の目途( 年 月 日)、どのように解消できるか等も必ず記載) ※未定の場合、理由を詳細に記載すること

(医療機関名) \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_  
 (担当者) \_\_\_\_\_ (連絡先) \_\_\_\_\_

※1 本様式の書式は変えないこと。  
 ※2 受付番号については、地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。  
 ※3 所在地は市町村名まで記載すること。  
 ※4 記載事項について問い合わせる場合もあるので、なるべく詳細に記載すること。  
 ※5 特例措置「5-月平均夜勤時間数」及び「8-看護配置」など職員数に係る措置を利用する場合は、当該保険医療機関における看護職員の確保や勤務環境改善の取組について、届出の先後を問わず適切な時機を捉えて各都道府県、ナースセンター、医療勤務環境改善支援センター等に相談することとする。



入院基本料等に関する実施状況報告書(平成31年1月1日現在)

受付番号※

別紙2【病院記入用】	届出区分	看護助産比率 分率	平均 在院日数 (日)	在空復帰 (%)	病棟数 (棟)	許可病床 (床)	届出病床 (床)	稼働病床 (床)	保険医療機関番号			月 間平均 1日当り 入院患者 (人)	看護 助産 比率 分率	月 間平均 1日当り 入院患者 (人)	看護 助産 比率 分率	月 間平均 1日当り 入院患者 (人)	
									患1 日平均 数 (人)	稼 働 病 床 (床)	居 出 病 床 (床)						
	18 特殊疾患入院医療管理科																
	19 小児入院医療管理科4																
	20 小児入院医療管理科5																
	21 地域包括ケア入院医療管理科1 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 療養																
	22 地域包括ケア入院医療管理科2 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 療養																
	23 地域包括ケア入院医療管理科3 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 療養																
	24 地域包括ケア入院医療管理科4 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 療養																
	25																
	26																
	27																
	28																
	29																
	30																
	31																
	32																
	33																
	34																
		特定入院科に係る病床															
		特定入院科															





